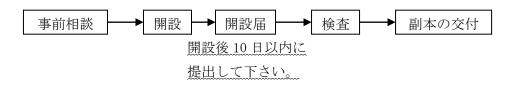
## ☆☆ 施術所開設等届出手続き ☆☆



## 提出書類

提出書類		部数	記載上の注意
施術所開設届		2	あん摩・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。
添付文書	業務に従事する	2	免許証本証を確認しますので、本証を窓口にお持ち下さ
	施術者の免許証		٧٠°
	施術所の平面図	2	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、
			外気開放面積と位置または換気扇の位置、消毒設備の位
			置を記入して下さい。
	施術所への案内図	2	最寄駅等から施術所までがわかるもの。
	開設者が法人の場合		目的に施術所運営が含まれている必要があります。
	定款及び	2	登記事項証明書のうち1通は写しでかまいません。
	登記事項証明書		(発行後6ヶ月以内のもの)

## 構造基準

- ・ 施術室面積(専用の施術室 6.6 m<sup>2</sup>以上)
- ・ 外気開放面積(施術室床面積の1/7以上) \*ただし換気機能があるときはこの限りでない
- · 待合室面積 (3.3 m²以上)
  - \*待合室と施術室の区画は固定壁で仕切られていることが望ましい
- ・ 器具・手指の消毒設備を有すること。
  - \*はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置する こと。但し、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの 保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。

## その他

- ・ 常に清潔に保つこと
- ・ 採光、照明及び換気を十分にすること
- ・ 医療法、医師法に接触するような名称は使用できません。※ 紛らわしい例:はり科○○診療、診察等、鍼灸医○○、中国鍼医○○
- ★ 施術所を廃止したときは廃止届を忘れずに提出して下さい。

大田区保健所生活衛生課医薬担当

〒 143-0015 大田区大森西 1-12-1 大森地域庁舎 6 階 TEL 03-5764-0692 FAX 03-5764-0711